

燕市 立地適正化計画

概要版



平成 30 年 3 月策定
令和 6 年 3 月改定
新潟県 燕市

はじめに

◆立地適正化計画策定の背景と目的

- 燕市ではこれまで、増加する人口を見込み都市が拡大を続けてきましたが、今後は、人口減少や高齢化の進展により、医療、福祉、子育て、商業等の生活サービスの提供が、将来困難になる恐れがあるほか、財政的制約等もますます厳しくなると予測されます。
- このような背景を踏まえ、高齢者等が健康・快適に生活でき、現役世代にとっても魅力的で、財政面・経済面において持続可能な都市を創造するため、立地適正化計画を策定し、燕市都市計画マスタープランの将来像である『人と自然と産業が共生する夢のある都市(まち) ～みんなが輝く持続可能なまちづくり～』を目指すものとします。

◆立地適正化計画の概要

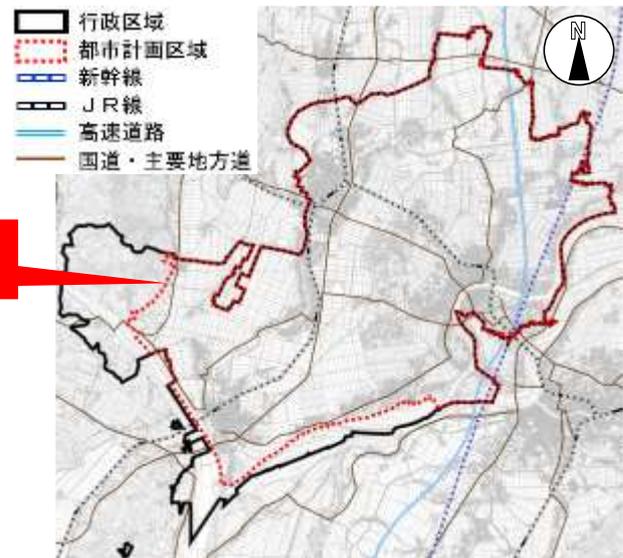
- 一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全体を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。
- 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進する計画です。

◆立地適正化計画で定める事項

(都市再生特別措置法 第81条の概要)

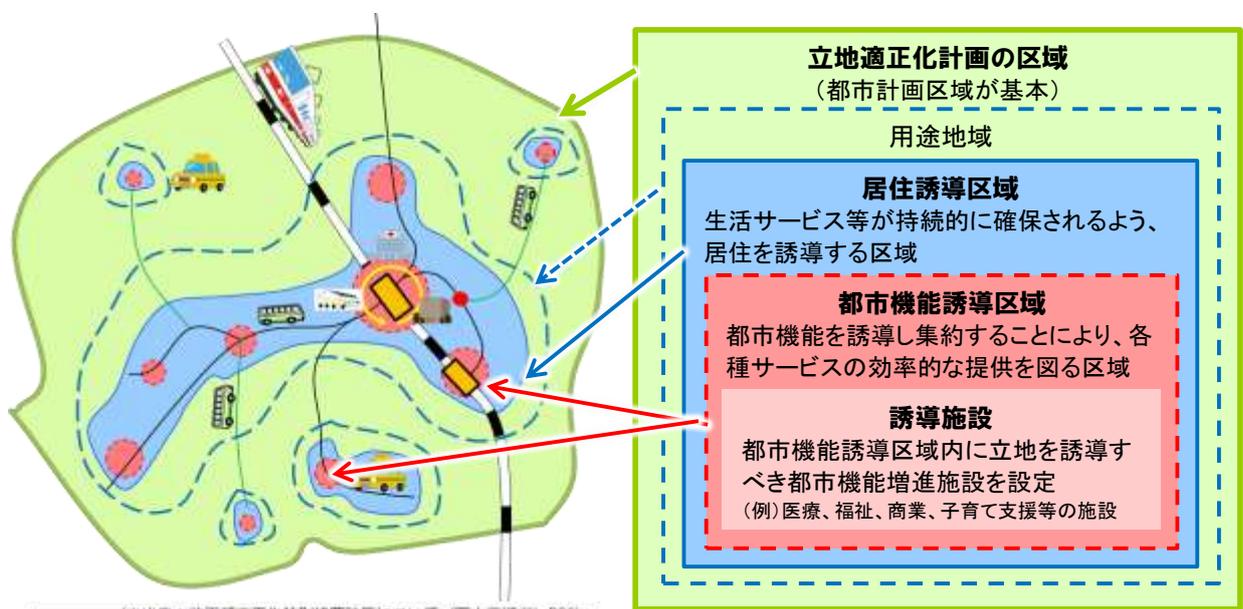
- 立地適正化計画の区域（＝都市計画区域）
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域
- 誘導施設
- 居住誘導区域
- 誘導施策
- 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）

立地適正化計画の区域
(＝燕市の都市計画区域)



◆計画期間

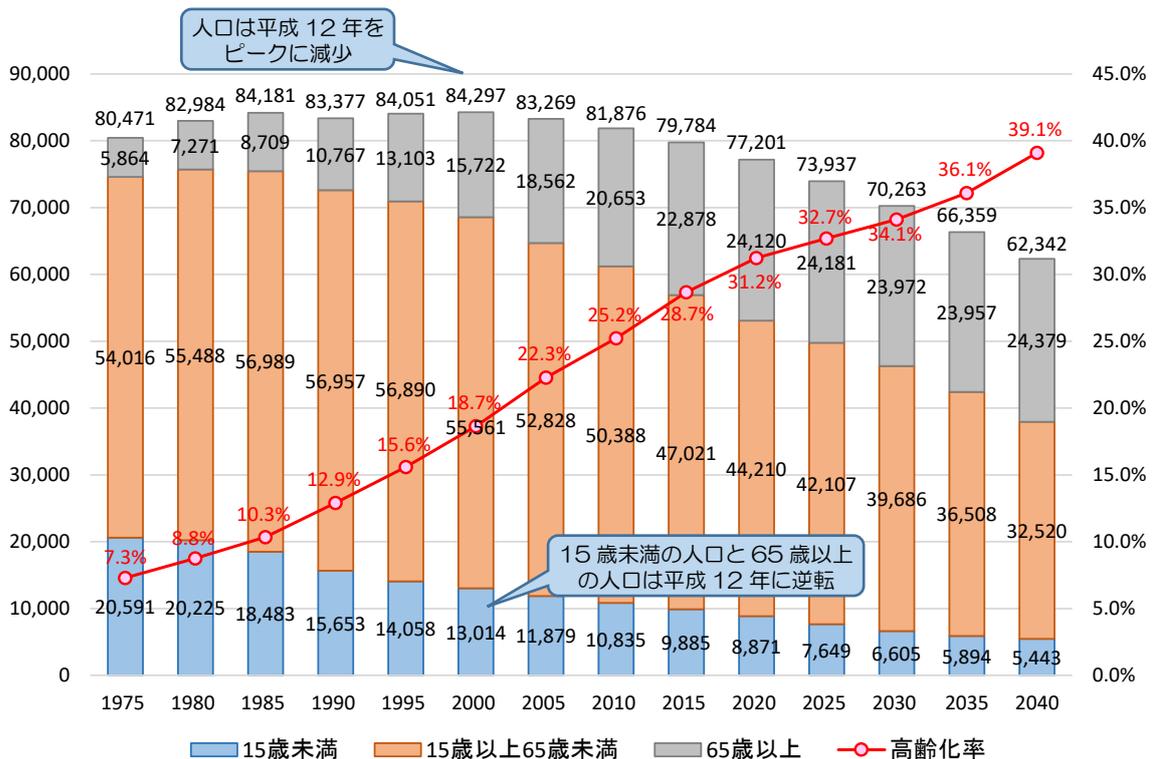
- 計画期間は、概ね20年後の2040年（令和22年度）までとします。



1. 燕市を取り巻く現状と課題

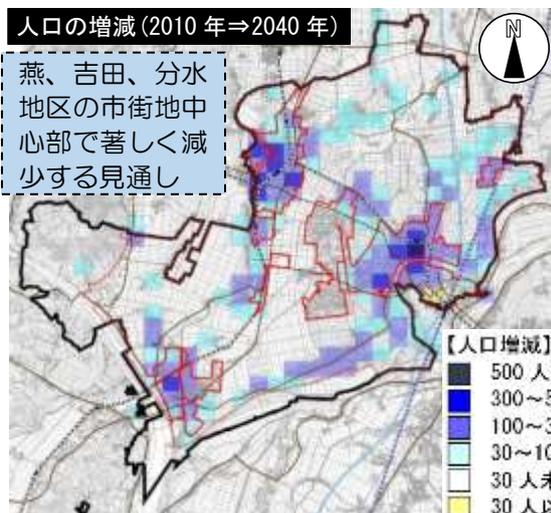
◆人口の現状と将来見通し

- 燕市の人口は2000年（平成12年）をピークに減少に転じています。
- 15歳以上65歳未満の人口は1985年（昭和60年）をピークに減少し、15歳未満の人口と65歳以上の人口は2000年（平成12年）に逆転するなど、少子高齢化が進んでいます。
- 自然減、社会減が人口減少の要因ですが、社会減に関しては、15～24歳の転出数が全転出数の大部分を占めており、そのほとんどが「職業」を理由とするものです（新潟県の人口移動“新潟県人口移動調査結果報告”より）。
- 少子高齢化が今後も進展し、2040年には市全体の人口が62,342人、高齢化率は39.1%に達すると見込まれています。

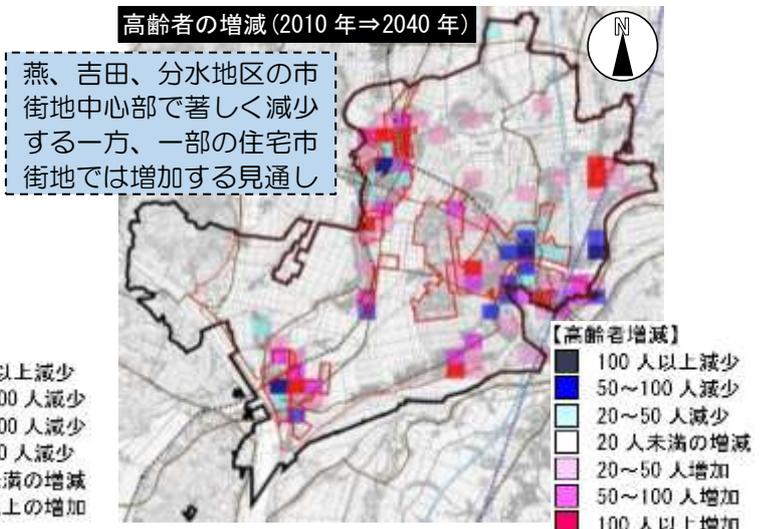


▲燕市の将来人口推計（資料：国立社会保障人口問題研究所）※2020年までは国勢調査

◆人口増減の見通し



▲500mメッシュ別人口増減（2010年⇒2040年）
（資料：国勢調査（2010年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（2040年））

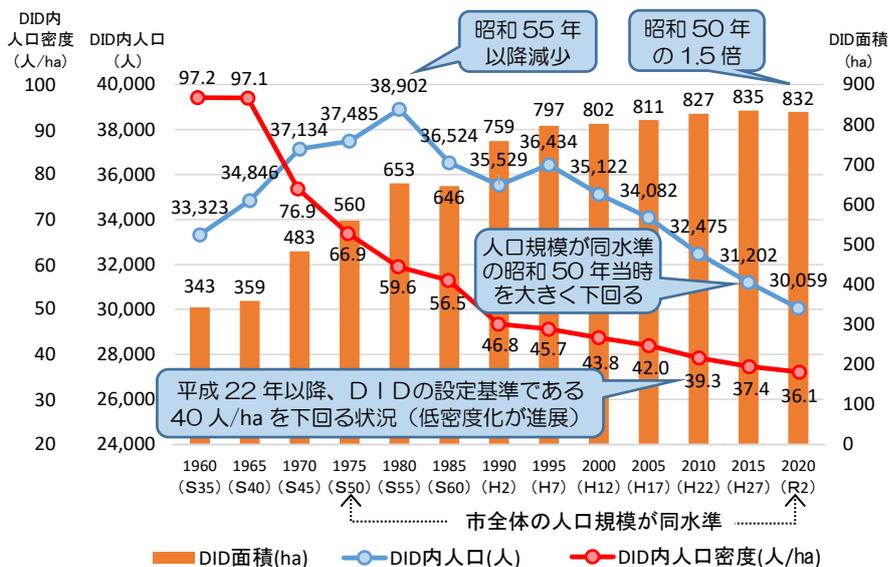


▲500mメッシュ別高齢者人口増減（2010年⇒2040年）
（資料：国勢調査（2010年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（2040年））

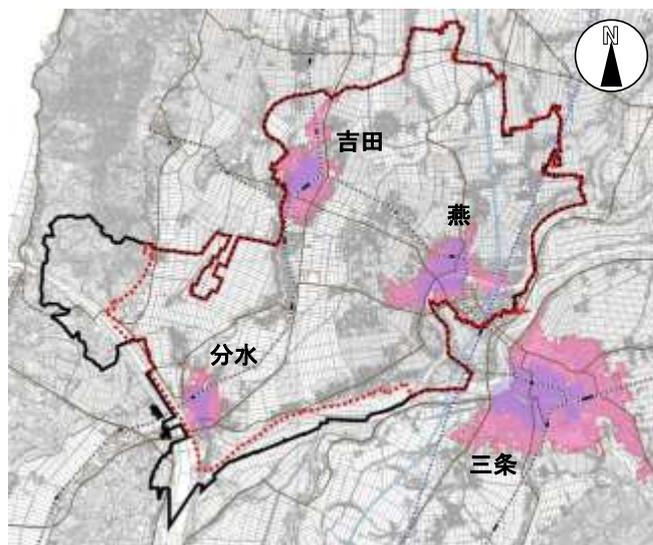
◆人口集中地区（D I D）の変遷

- D I D内人口は、昭和 55 年以降、減少傾向に転じており、令和 2 年には市全体の人口規模が同水準を大きく下回っています。
- 一方、令和 2 年の D I D 面積は、昭和 50 年の約 1.5 倍となっています。
- この結果、D I D内の人口密度が低下し、平成 22 年以降は D I Dの設定基準である 40 人/ha を下回るなど、市街地の拡散による低密度化が進んでいます。

▼ D I D内人口、D I D面積、D I D内人口密度の推移（資料：国勢調査）

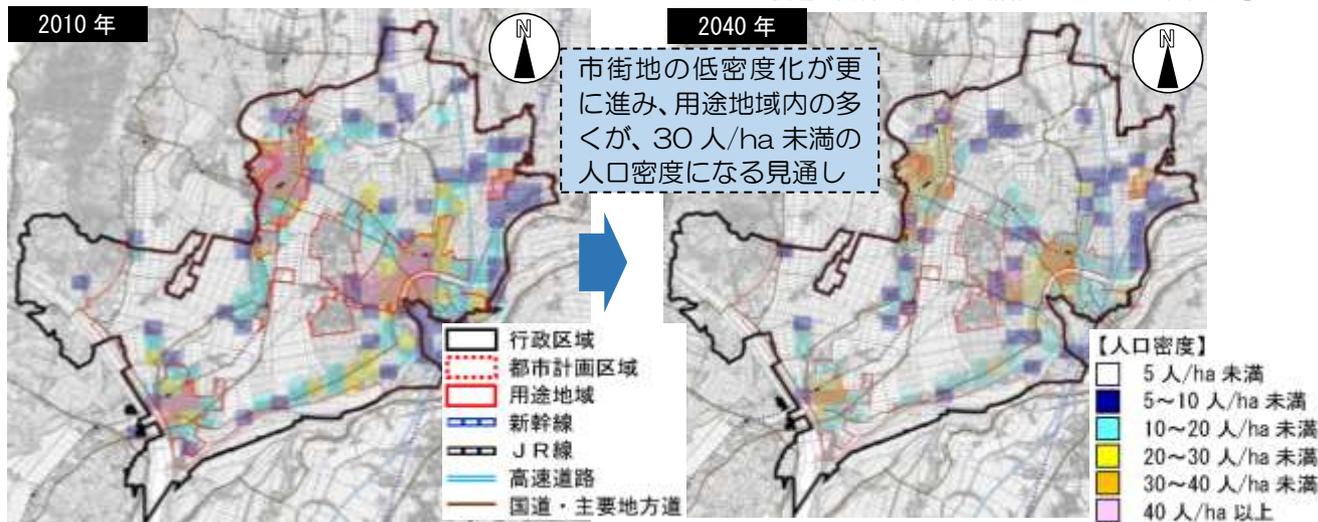


- 凡 例
- 行政区域
 - 都市計画区域
 - R2 D I D
 - S35 D I D
 - 新幹線
 - J R 線
 - 高速道路
 - 国道・主要地方道



◆人口密度の変化

▲ D I Dの変遷（資料：国土数値情報「D I D人口集中地区」）



▲ 500mメッシュ別人口密度の将来見通し（資料：国勢調査（2010年）、国立社会保障・人口問題研究所推計（2040年））

◆燕市の都市環境に係る現状と課題

- 今後も引き続き進展していく人口減少・高齢化
- 市街地の低密度化等は、燕市の都市環境に様々な面から大きく影響

土地利用の動向

○これまでに整備してきた都市基盤の効果が低下、維持管理も非効率
○密集市街地からの人口流出により、市街地が更に拡散

空き家の動向

○市街地を中心に空き家が更に増加し、地域活力の低下、防犯、防災、衛生、景観など都市環境が悪化

開発許可の動向

○用途地域外で住宅や店舗等の無秩序な開発が進めば、市街地が更に拡散

農地の動向

○用途地域内の農地について、所有者の営農継続に係る意思確認をしたうえで、合理的利用を図っていくことが必要

公共交通の動向

○運行本数などサービス水準の低下により、公共交通便利地域が減少
○公共交通便利地域の減少により、自家用車に依存したライフスタイルが更に進展
○民間によるサービス水準の低下を公共が補うことで、燕市の財政を更に圧迫

都市機能の動向

○施設の適正配置やサービス、地域コミュニティの維持・向上に係る取組等を推進していくことが必要

商業の動向

○商業を取り巻く環境は厳しい状況ではあるが、引き続き新規創業や販わい創出に向けた取組を行う必要がある

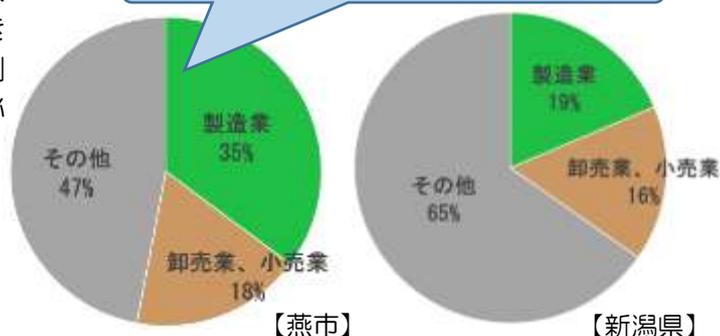
産業の動向

○産業基盤の維持や活発な産業活動を促進していくとともに、後継者・人材不足等の解消にも取り組む必要がある

歳入・歳出の動向

○財源確保を適切に行うとともに、行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営の確保に努めていく必要がある

燕市は、全産業に占める製造業就業者の割合が、新潟県平均を大きく上回る、まさに“ものづくりのまち”



▲産業(大分類)別 15歳以上就業者割合 (資料: 令和2年国勢調査)

- これらの課題に対応するためには…
- 一定エリアにおいて医療・福祉・商業や居住等が集積する拠点を形成するほか、他のエリアからも公共交通等でこれらの拠点到達できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造へ転換していくことが必要です。

2. まちづくりの方針

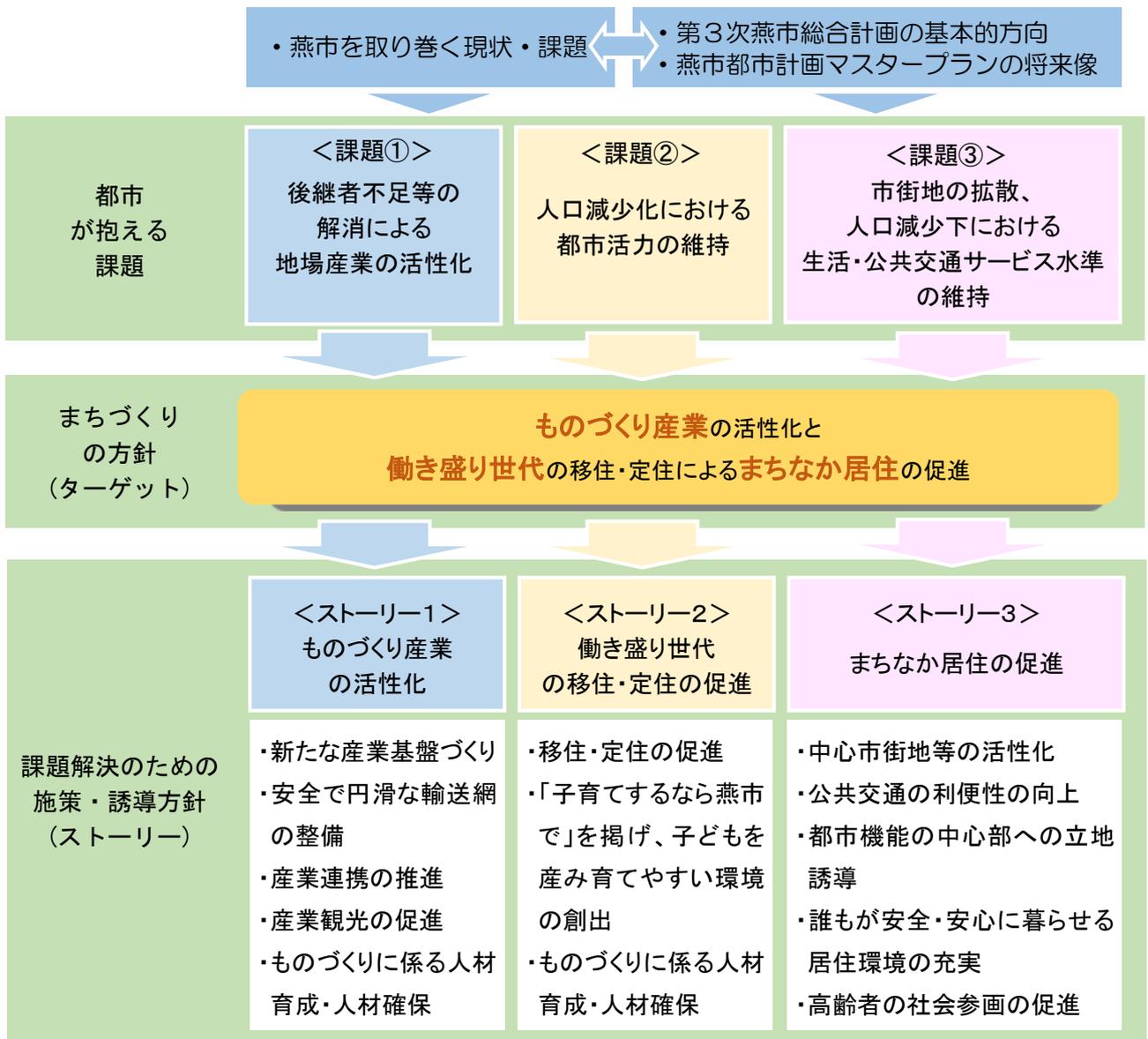
◆まちづくりの理念と将来像

- ・燕市都市計画マスタープランの「まちづくりの理念と将来像」を踏襲していくものとします。

『人と自然と産業が共生する夢のある都市』
まち
 ～みんなが輝く持続可能なまちづくり～

◆まちづくりの方針（ターゲット）と課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

- ・燕市を取り巻く現状・課題と上位計画が示す将来像との関連性から、本計画において特に対応すべき課題を抽出し、今後のまちづくりの方針（ターゲット）と課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を次のように設定します。



課題解決のための必要な施策・誘導方針(ストーリー)の考え方

安定した財源を「稼ぐ」ためには、「ものづくりのまち」である燕市の特性を最大限に活かすことが重要であり、それには、ものづくり産業を支えていく人材の育成やものづくり産業に係る付加価値の創出、魅力的な就業の場の提供等により、若い世代や働き盛り世代に「住み続けてもらうこと」、「住んでもらうこと」が必要です。

また、職住が近接する燕市の特性を活かし、職場にも近く都市基盤や生活サービス機能が充足する「まちなか」に住んでもらうことで、これらの機能が将来においても維持され、すべての人にとって生活しやすい持続可能な都市構造への転換が期待されるほか、コンパクトなまちづくりが実現することで、効率的・効果的な都市の運営が可能になると考えます。

◆目指すべき都市の骨格構造

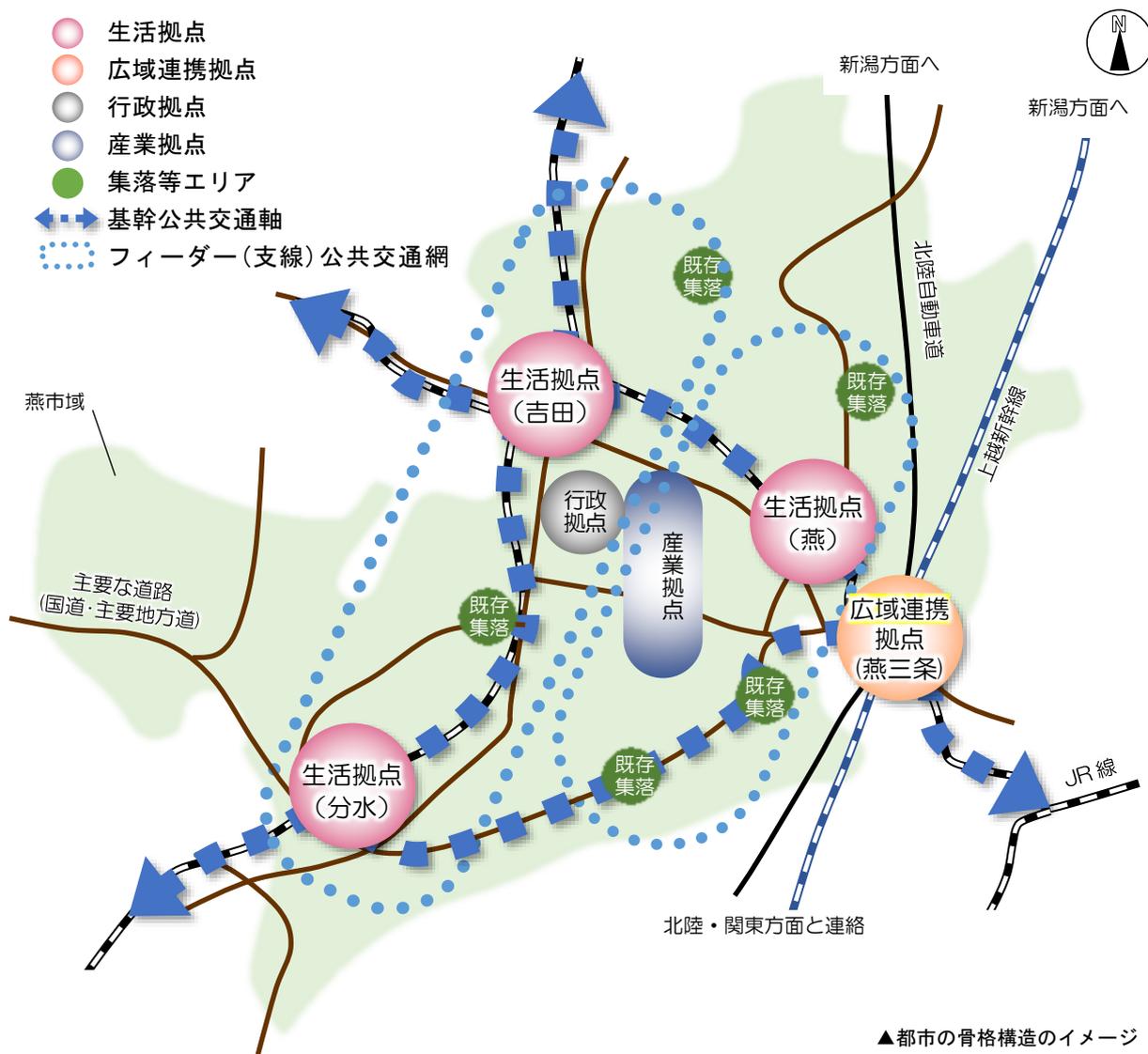
- 人口減少・高齢化社会に適應する都市づくりやまちづくりの方針（ターゲット）を見据えながら、日常生活に不可欠な都市機能が集積する拠点を維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体が暮らしやすい持続可能な都市構造を目指します。

《拠点の考え方》

生活拠点	・ JR燕駅、JR吉田駅、JR分水駅周辺は、医療・福祉・商業・行政等の日常的なサービス機能を提供する生活拠点とします。
広域連携拠点	・ JR燕三条駅周辺は、隣接する三条市との連携を図る中で、交通利便性を活かした各種都市機能が集積する広域連携拠点とします。
その他拠点	・ 燕市役所周辺は、行政機能の中核となる行政拠点とします。 ・ 工業団地が集積する市の中央エリアは、産業拠点とします。
集落等エリア	・ 既存集落や用途地域が定められている飛び市街地を集落等エリアとし、生活拠点とのネットワーク等により生活利便性を維持・保全します。

《公共交通の考え方》

基幹公共交通軸	・ 生活拠点や広域連携拠点など、各拠点間を連絡する公共交通（JR各線、路線バス、循環バス）を基幹公共交通軸とします。
フィーダー（支線）公共交通網	・ 基幹公共交通軸でカバーできないエリアを補完する公共交通（デマンド交通）をフィーダー（支線）公共交通網とします。



▲都市の骨格構造のイメージ

3. 誘導区域、誘導施設の設定

◆都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

- ・目指すべき都市の骨格構造の実現に向けて、燕市が抱える課題やまちづくりの方針(ターゲット)、課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)を踏まえつつ、次の基本的な考え方に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定し、都市機能や居住をゆるやかに誘導していきます。

都市機能誘導区域の基本的な考え方

- ・各拠点における市街地の現状や、都市機能、公共交通の状況、基幹的な道路等の配置、燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針等を踏まえ、河川等で分断されることなく徒歩等で容易に回遊することができる一体的なエリアとして設定します。

都市機能誘導区域の設定方針

《都市機能誘導区域に含めることを基本とする区域》

- ① 生活拠点や広域連携拠点の中心となる鉄道駅の周辺で医療、福祉、商業等の都市機能が集積し、徒歩等で容易に回遊することができるエリア
※鉄道駅から概ね 800m
- ② 鉄道駅にアクセスするバス路線の沿線のうち、①と一体を成す区域で都市機能が集積するエリア
- ③ 商業地域(都市の中心として都市機能が集積)
- ④ 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針に基づき設定する連携生活拠点のエリア

《都市機能誘導区域に含めない区域》

- ① 第一種低層住居専用地域(閑静な住宅地としての環境保全が必要)
※ただし、政策的な施設整備、公共施設の再編計画等がある場合は、この限りではない。

居住誘導区域の基本的な考え方

- ・JR燕駅、JR吉田駅、JR分水駅、JR燕三条駅の周辺に広がる既存の用途地域を基本とし、人口密度水準を確保することで、都市機能が持続的に維持できる適正な規模で設定します。

居住誘導区域の設定方針

《居住誘導区域に含めることを基本とする区域》

- ① 都市機能や人口が集積するエリア
※人口集積の目安は人口集中地区の基準やコンビニエンスストア等が存続できる利用圏人口等を考慮し 40 人/ha 以上
- ② 都市の拠点に公共交通で比較的容易にアクセスできるエリア
※鉄道駅から 800m、バス停から 300m
- ③ ②の条件を満たし、整備された都市基盤を有効に活用すべきエリア

《居住誘導区域に含めない区域》

- ① 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
- ② 工業専用地域(住宅等の建設が制限)

《総合的または慎重な判断が必要な区域》

- ① 浸水想定区域
 - ② 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 〔治水対策や避難体制の強化等のハード・ソフト施策を講じ、
ることを前提に、居住誘導区域の除外要件にはしません。〕

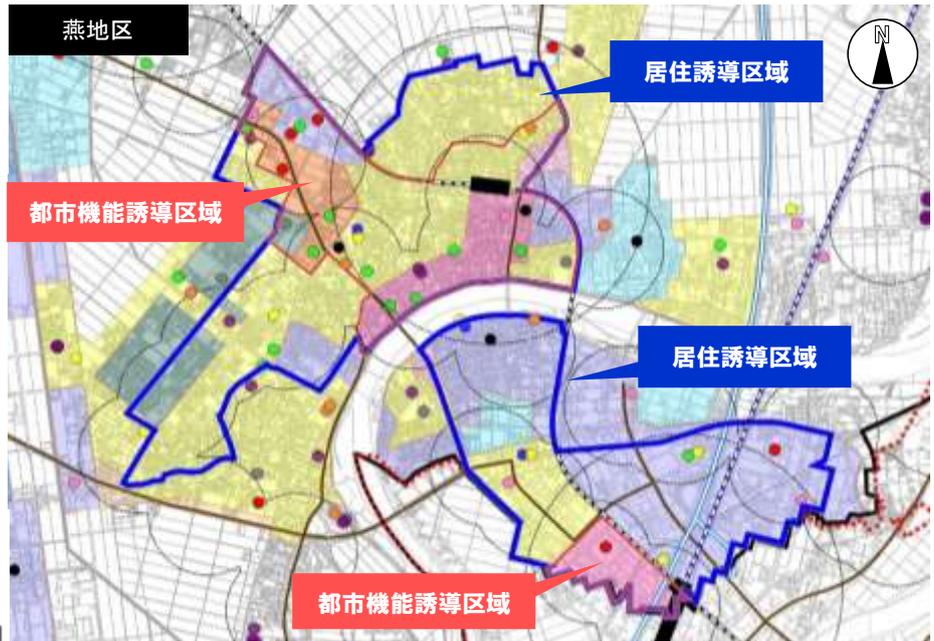
- 行政区域
- 都市計画区域
- 新幹線
- JR線
- 高速道路
- 国道・主要地方道

【用途地域】

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

【都市機能】

- 病院
- 診療所（外科・内科）
- 高齢者福祉施設
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 子育て支援施設
- 学校施設
- 商業施設（1,000㎡以上）
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設



▲燕市の誘導区域

- なお、人口減少・高齢化が進展していく中では、一定エリアに人口密度を維持していくことが必要であり、都市部の居住については、居住誘導区域に「ゆるやか」に誘導していくことを基本とします。
- しかし、すべての人口を居住誘導区域に集積させるものではなく、郊外部などの集落等エリアにおいては、公共交通等の充実と自動車交通との分担を図ることで、生活環境や利便性、コミュニティの維持を引き続き図っていくものとします。

◆誘導施設の設定

- 「ものづくり産業の活性化と働き盛り世代の移住・定住によるまちなか居住の促進」による市民が快適に暮らし続けることができる健全な都市の持続を目指し、まちなかでの暮らしに必要な機能、まちなかの魅力向上に必要な機能を誘導施設として設定します。
- 誘導施設は、既存施設の充足状況や課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）に基づく将来的な需要、また、都市の骨格構造に与える影響等を踏まえ、設定します。

《まちなかでの暮らしに必要な機能》

- ・ 日常的な生活サービス機能である医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、学校施設、商業施設

《まちなかの魅力向上に必要な機能》

- ・ 子育て世代でもある働き盛り世代にとっての魅力となり得る、子育てや教育環境の充実に資する文化施設

誘導施設		法的位置づけ等
医療施設	診療所（内科・外科）	「医療法第1条の5」
	調剤薬局	「医療法第1条の2」
高齢者福祉施設	地域包括支援センター	「介護保険法第115条の39」
	老人デイサービスセンター	「老人福祉法第5条の3」
	小規模多機能型居宅介護施設	「老人福祉法第5条の2」
子育て支援施設	認定こども園	「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条」
	幼稚園	「学校教育法第1条」
	保育園	「児童福祉法第7条」
	児童館	「児童福祉法第40条」
	子育て支援センター	「児童福祉法6条の3」
学校施設	小学校	「学校教育法第1条」
	中学校	「学校教育法第1条」
商業施設	各種商品小売業、飲食料品小売業に該当する店舗で店舗面積が1,000㎡を超えるもの	「大規模小売店舗立地法第2条」
文化施設	図書館	「図書館法第2条第1項」

- 燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による連携生活拠点誘導施設は「三条市立大学」と「三条看護・医療・歯科衛生専門学校」とし、三条市が整備します。

4. 誘導施策

◆都市機能誘導区域及び居住誘導区域における誘導施策

- 課題解決のための施策・誘導方針で設定した3つのストーリー「ものづくり産業の活性化」、「働き盛り世代の移住・定住の促進」、「まちなか居住の促進」に基づき、都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導を図るための施策、また、居住誘導区域内に居住を誘導するための施策を総合的に展開します。

《ものづくり産業の活性化》

主な施策の内容	都市機能	居住
働き盛り世代の就業機会を創出し、移住・定住を促進する新たな産業基盤づくり		●
●工業専用地域内等に点在する農地等の低未利用地を工業用地として供給		●
●空き工場の活用促進		●
産業基盤を支える安全で円滑な輸送網の整備		●
●産業の活性化に資する道路整備		●
ものづくり産業の新たな魅力を創出し、働き盛り世代の移住・定住を促進する産業連携の推進		●
●新分野進出支援（産・学・官・民・金の連携による医療機器産業等への参入支援）		●
●産業観光（体験・オープンファクトリー）の推進		●
●テレワーク・イノベーション拠点等へのオフィス進出の促進	●	●
●三条市との産業連携の推進		●
ものづくりに係る人材育成・人材確保による働き盛り世代の移住・定住の促進		●
●ものづくり産業を支える若い人材の確保（産・学・官・金の連携によるインターンシップ等の推進）による働き盛り世代の定住促進		●
●就業目的の移住希望者への補助		●

《働き盛り世代の移住・定住の促進》

主な施策の内容	都市機能	居住
移住・定住の促進		●
●居住誘導区域内への居住の誘導に係るインセンティブの付与（既存補助金などのメリハリのある運用）		●
●まちなかを中心に点在する空き家・空き地の利活用による居住誘導区域内への住み替え等の促進		●
子どもを産み育てやすい環境の創出	●	●
●働き盛り世代のまちなか等での生活を支える子育て支援の充実	●	●
ものづくりに係る人材育成・人材確保による働き盛り世代の移住・定住の促進		●
●ものづくり産業を支える若い人材の確保（産・学・官・金の連携によるインターンシップ等の推進）による働き盛り世代の定住促進		●

《まちなか居住の促進》

主な施策の内容	都市機能	居住
中心市街地等の活性化による魅力の向上		
●商店街活性化事業等によるまちなかの賑わい創出	●	●
●空き店舗の活用促進	●	●
まちなかでの快適な移動や、まちなかと周辺を結ぶ公共交通の利便性の向上		
●利用者ニーズに応じた循環バス、デマンド交通の運行形態の見直し	●	●
●鉄道とバスの乗り継ぎ改善	●	●
●ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすい環境整備と情報提供	●	●
都市機能の中心部への立地誘導による魅力の向上		
●公共施設や生活サービス機能の維持と中心部への立地誘導	●	
●公共施設の適正配置の推進	●	
●公共施設の再編と民間活力の導入による遊休資産の有効活用	●	
誰もが安全・安心に暮らせる居住環境の充実		
●歩道空間の整備や公共施設のバリアフリー化等による安全かつ快適な環境づくり		●
●地域医療サービスの維持		●
●空き家の維持管理の啓発および空き家の増加の抑制		●
高齢者の社会参画の促進		
●アクティブシニアの活躍の場の充実		●
●介護予防・日常生活支援総合事業（身近な場所での交流・活動の場の充実（空き家等の活用））		●

※なお、これらの施策に関しては、刻々と変わる社会経済情勢等を踏まえ、時代が求める社会的ニーズに柔軟にかつ的確に対応していくほか、国の政策等を踏まえつつ、より効果の高い取り組みの実現に向けて、不断の見直し・検討を推進していくものとします。

また、誘導施策については、社会資本整備総合交付金や空き家対策総合支援事業などの国の支援メニューを積極的に活用していきます。

◆**燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針による連携生活拠点区域における誘導施策**

- 三条市が整備する三条市立大学と三条看護・医療・歯科衛生専門学校において、両市が連携し、両学校の安定した運営に向けた学生確保に関する取り組み（周知活動）、地元企業の発展や地域医療体制の充実に向けた両学校卒業生の地元就職等に関する取り組み（周知活動）を行います。

◆届出・勧告制度

- ・届出・勧告制度は、誘導区域外における誘導施設整備や住宅開発の動きを把握するためのものです。
- ・都市機能誘導区域外で誘導施設に係る開発行為や建築行為を行う場合、または居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合には、着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

≪都市機能誘導区域に係る届出・勧告≫

- | | |
|-----------------|--|
| 【開発行為】 | ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 |
| 【開発行為以外】 | ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 |

≪居住誘導区域に係る届出・勧告≫

- | | |
|--------------------|--|
| 【開発行為(※1)】 | ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの |
| 【建築等行為(※2)】 | ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 |

※1 開発行為とは、建築物の整備にあたって宅地造成（道路や水路の整備など）等を伴うもの

※2 建築等行為とは、建築物を新築、増築、改築、又は移転するもの

5. 定量的な目標値の設定

目標①	設定の考え方	従前値	目標値
居住誘導区域内の人口密度の維持	・今後の人口減少下においても、コンパクトなまちづくりの推進により、現在の生活サービス機能が維持された持続可能な都市としていくため、生産年齢人口をはじめとする居住の誘導により、居住誘導区域内の人口密度を維持します。	36.9人/ha (2010(H22)年)	36.9人/ha (2040年)

目標②	設定の考え方	従前値	目標値
全産業就業者に占める金属製品製造業就業者の割合の維持	・後継者不足等による地場産業の衰退を抑制し、都市の活力を維持するため、生産年齢人口の定住促進や、就業者・就業を志す人材の育成等により、市の産業を支えるものづくり（金属製品製造業）就業者の全産業就業者に占める割合を維持します。	17.2% (2014(H26)年)	17.2% (2040年)

効果①	設定の考え方	従前値	目標値
金属製品製造業売上高の維持	・目標①「居住誘導区域内の人口密度の維持」や、目標②「全産業就業者に占める金属製品製造業就業者の割合の維持」により、人口減少下においても安定した生産体制を確保するほか、多様な産業振興策等を推進することで、地域の活力を支える金属製品製造業売上高を維持します。	858億円 (2014(H26)年)	858億円 (2040年)

6. 防災指針

◆防災指針とは

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国は令和2年度に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置づける「防災指針」の作成を義務付けました。

燕市においても、法改正の主旨を踏まえ、燕市域や居住誘導区域、都市機能誘導区域に係る浸水や土砂災害等の災害リスクについて詳細な分析を行い、誘導区域の見直しに係る考え方や誘導区域に残存するリスクに対する具体的な防災対策を検討し、防災指針として整理します。

◆分析の考え方

浸水等のハザード情報と人口密度や都市機能等の都市の情報を重ね合わせ災害リスクの高い区域を抽出します。

本市の特性を踏まえ、燕地区、吉田地区、分水地区の居住誘導区域毎に、以下の「ハザード情報」と「都市の情報」の組み合わせにより分析を行います。

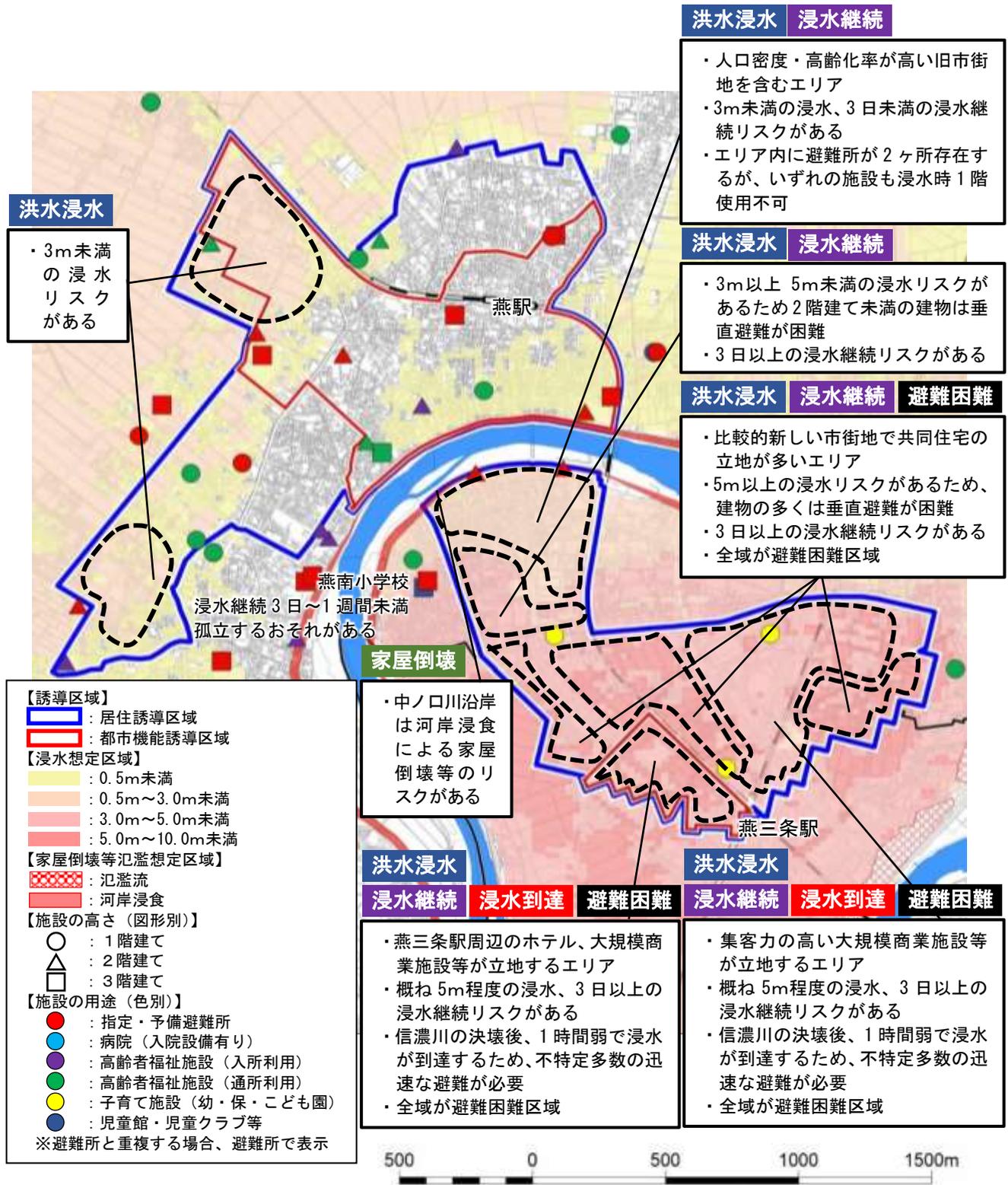
なお、ハザード情報は、各居住誘導区域に最も大きな影響を与えるハザードとします。

	都市の情報	分析の視点
洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	・人口密度 (500mメッシュ)	・比較的定住人口が多く、相対的にリスクの大きいエリアはどこか
	・避難所 (位置・階数) ・避難所圏域 (半径 500m)	・浸水時に避難施設が利用できるか ・避難困難区域 (避難所から半径 500mの圏域に含まれない区域)はどこか
	・病院 (入院施設のある病院) (階数) ・高齢者等福祉施設 (階数) ・子育て施設 (階数) ・児童館・児童クラブ等 (階数)	・浸水時に施設が継続利用できるか
浸水継続時間	・避難所 ・病院 (入院施設のある病院) ・高齢者等福祉施設 (入所利用)	・3日以上孤立する可能性はないか
	・病院 (入院施設のある施設)	・救急搬送等への支障はないか (1日以上)
浸水到達時間	・避難所 ・高齢者等福祉施設 ・子育て支援施設	・住民や要配慮者の避難に問題はないか
家屋倒壊等氾濫想定区域	・建築物 (分布)	・河岸浸食や氾濫流による建築物倒壊の危険性はないか

◆地区ごとの防災上の課題の整理

【燕地区】

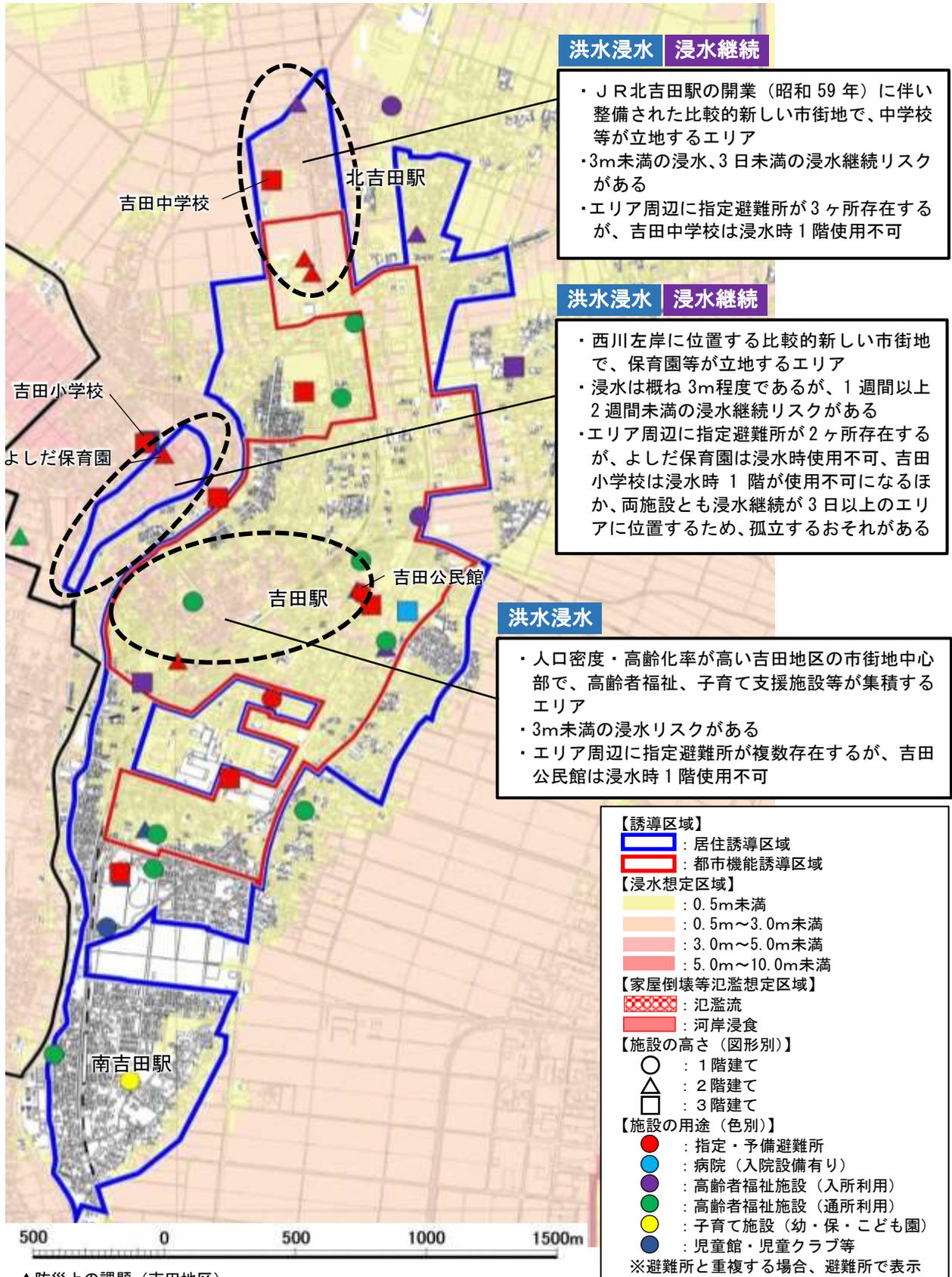
中ノ口川右岸に位置する居住誘導区域の浸水リスクが極めて高い状況です。特に須頃郷地区土地区画整理事業区域周辺は、JR燕三条駅周辺に位置する立地特性から共同住宅や集客力の高い大規模商業施設等の立地が多く、これらの状況を踏まえた対策が必要です。



▲防災上の課題 (燕地区)

【吉田地区】

総合的に浸水リスクは小さいですが、JR吉田駅やJR北吉田駅等の鉄道駅の周辺で洪水浸水、浸水継続に係るリスクが存在します。また、西川左岸に位置するエリアは、1週間以上の浸水継続が想定されるエリアとなっています。



▲防災上の課題（吉田地区）

【分水地区】

居住誘導区域の西側（西川左岸の市街地中心部）や区域南側に洪水浸水、浸水継続、浸水到達等に係るリスクが存在します。特に大河津分水路が決壊（任意の地点）した場合の浸水到達時間は、エリアの大部分が30分未満と短い状況です。

また、大河津分水路の沿岸に位置するエリアは、氾濫流による家屋倒壊等のリスクが存在します。



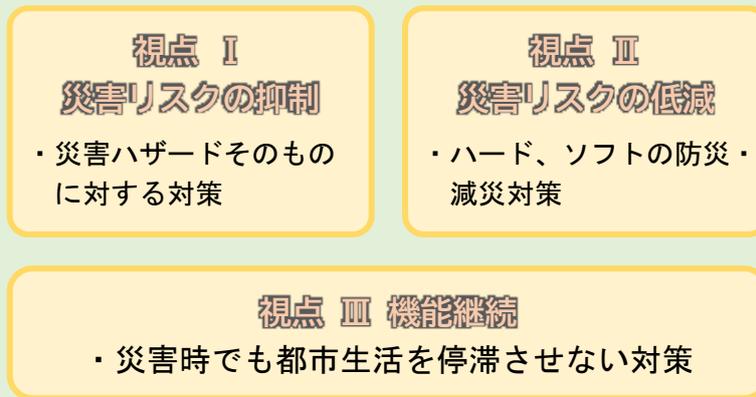
◆防災まちづくりの基本方針

防災指針は「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地および立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」です。

また、「燕市都市計画マスタープラン」において、目標の一つとして、「激甚化・頻発化する災害への対応として、ハード対策やソフト対策により、災害リスクを低減させることで安全性を高め、安心できるまち」を目指し、「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」を掲げています。

以上のことを踏まえ、以下の視点に基づく取組を総合的に組み合わせて、「高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち」を推進することを基本とします。

高まる災害リスクから暮らしを守る安全・安心なまち



◆地区ごとの課題を踏まえた取組方針

先に整理した各地区の課題と、防災まちづくりの基本方針を踏まえ、地区毎の取組方針を次のように設定します。

▼対策の視点と取組方針（●：各地区で該当する取組方針）

対策の視点	取組方針	燕地区	吉田地区	分水地区
Ⅰ 災害リスクの抑制	1. 河川の洪水対策	●	●	●
	2. 雨水の流出抑制	●	●	●
Ⅱ 災害リスクの低減	1. 訓練の充実	●	●	●
	2. 防災体制・連携の強化	●	●	●
	3. 避難体制の強化	●	●	●
	4. 意識啓発	●	●	●
	5. 災害・防災情報の充実	●	●	●
Ⅲ 機能継続	1. 都市機能の継続	●	●	●
	2. 避難・防災拠点の整備	●	●	●

◆定量的な目標値の設定

各指標について、次の考え方に基づき、従前値、目標値を設定します。

指標 1	設定の考え方	従前値	目標値
燕市公式 LINE アカウントに登録している市民の割合	<p>【計測の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燕市の全市人口（住民基本台帳人口）に対する「燕市公式 LINE アカウント」に登録している市民の割合。 <p>※緊急情報は全登録者に発信するので、防災情報を受信している人に特定しない</p>	<p>15.1% (11,638 人)</p> <p>2022 (R4) 年度</p>	<p>31.2% (19,420 人)</p> <p>2040 (R22) 年度</p>

指標 2	設定の考え方	従前値	目標値
ハザードマップ等を用いた防災に係る啓発活動の実施回数	<p>【計測の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災出前講座や防災キャラバン等の防災に関する啓発活動の平均実施回数。 	<p>23 回/年</p> <p>2022 (R4) 年度</p>	<p>従前値よりも増加</p> <p>2040 (R22) 年度</p>